

令和4年10月31日

大阪市消防局予防部
消防設備指導担当課長
消防監 都丸 純一郎 様

一般社団法人関西防災機器協会
会長 藤井 茂樹
大阪消防設備協同組合
理事長 乾 克己

郵送による消防用設備等点検結果報告書等の
取り扱いについて（ご照会）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、私ども消防防災関係団体の運営につきまして、ご指導、ご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、大阪市消防局において、本年11月1日から「防火対象物点検結果報告書」「防災管理点検結果報告書」「消防用設備等点検結果報告書」（以下、「報告書」という。）のオンラインによる申請受付が開始されます。

しかしながら、郵送や窓口による報告書の提出も従来通り行われることから、郵送で報告書を提出する際、報告書の控えを防火対象物の関係者ではなく、点検結果報告を委託された消防設備業者に送付いただく場合、防火対象物の関係者の委任状は不要であると考えますが、貴局の見解をお聞かせいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先
一般社団法人関西防災機器協会
大阪消防設備協同組合
事務局：山城芳生、堺史洋
〒533-0033
大阪市東淀川区東中島4-1-11
電話（06）6195-8262

大消規第 441 号
令和 4 年 11 月 7 日

一般社団法人 関西防災機器協会
会長 藤井 茂樹 様
大阪消防設備協同組合
理事長 乾 克己 様

大阪市消防局予防部
消防設備指導担当課長
消防監 都丸 純一郎

郵送による消防用設備等点検結果報告書等の
取り扱いについて（回答）

晩秋の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、大阪市の消防行政の各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 10 月 31 日付けで照会のありました標題の件につきまして、次のとおり回答いたします。

記

1 回答

当局から交付しておりました受理確認書が廃止となり、交付先の確認の必要がなくなったため、令和 4 年 11 月 1 日からは委任状の添付は不要としております。

大阪市消防局予防部規制課
担当：堀内、坂根
電話 06-4393-6384